

岡山県営食肉地方卸売市場清掃管理業務仕様書

1 清掃場所

岡山市中区桜橋一丁目2番43号
岡山県営食肉地方卸売市場

2 業務の区分、時間等

- (1) 業務の区分は、日常清掃及び定期清掃とする。
- (2) 勤務日の取扱いは次のとおりとする。
休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）とし、それ以外は、平日として以下取り扱うものとする。

3 清掃対象

- (1) 清掃対象は、岡山県営食肉地方卸売市場（以下「市場」という。）の管理棟庁舎（1,185㎡）、研修・資料室棟（98㎡）、基幹処理棟（460㎡）及び部分肉処理棟（583㎡）とする。

- (2) 建物、施設等の概要
別添実施計画のとおり。

4 業務内容

(1) 日常清掃

- ア 実施計画により、平日に週1回実施する。
なお「適時」とあるものは、委託者からの随時の指示に基づき実施する。
- イ 7時00分から15時45分までの間に実施する。但し、基幹処理棟及び部分肉処理棟については12時30分以降に実施する。
- ウ 委託者が管理運営上必要と認めるときは、休日の業務を命ずることができる。

(2) 定期清掃

- ア 管理棟庁舎、研修・資料室棟及び部分肉処理棟は、床面清掃（ワックス塗布）を年3回、蛍光灯拭きを年1回、窓ガラス拭きを年3回実施し、基幹処理棟は床面清掃（ポリシャー洗浄）を年3回実施する。基幹処理棟3階廊下は、併せてワックス塗布する。
- イ 基本的に休日に実施する。
- ウ 7時00分から15時45分までの間に実施する。

(3) 作業基準

「岡山県営食肉地方卸売市場清掃作業基準仕様書（以下「作業基準」という。）」により行う。

(4) 実施計画書

受託者は、年間の定期清掃の計画を委託者に提出することとする。

(5) 実施状況の検査

委託者は、その必要に応じ、業務の実施状況について検査し、不備な箇所を発見したときは、手直しを命ずることができる。

(6) 留意事項

- ア 作業に際しては、「市場」の運営に支障をきたさないよう十分配慮する。
- イ 作業員の安全・衛生管理基準は、労働関係法規に定める基準による。
- ウ 常に「市場」の快適な衛生環境を保持するため巡回清掃を実施するなど、細心の配慮に基づく清掃を行う。
- エ 建物、施設等の各材質の特性を十分把握、検討の上、最適の清掃方法を把握する。
- オ 業務の必要上借用した鍵は慎重に取り扱い、業務終了後は速やかに返却する。
- カ 火気及び衛生に十分配慮する。
- キ ガソリン、ベンジン等引火性物質を使用しない。
- ク 水の使用に際しては、コンセント、事務機器等の保全に十分配慮する。
- ケ 作業のため机その他の備品を移動する場合は、損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、作業終了後は元の位置に戻す。
- コ 水道、電力の使用については必要最小限にとどめ、特に照明を使用した場合は、作業終了後速やかに消灯する。

5 作業責任者及び作業員

(1) 受託者の要件

受託者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2に基づき、「建築物における清掃を行う事業」または「建築物における清掃、空気環境の測定及び飲料水の水質検査であって、建築物における衛生的環境の通常管理に必要な厚生労働省令で定める程度のことを併せて行う事業」のいずれかの登録を受けており、かつ、その登録が令和8年4月1日現在で有効なものであること。

(2) 作業責任者

- ア 受託者は、作業責任者を1名選任する。
- イ 作業責任者は、作業全般の統括、作業員の指揮監督等を行い、受託業務の円滑な実施を図る。
- ウ 作業責任者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（以下「ビル管法施行規則」という。）第25条に規定する建築物の清掃に関する厚生労働大臣の定める資格を有し、かつ、厚生労働大臣の指定する建築物の衛生的環境の維持管理に関する講習の課程を終了し、その修了証書が有効なものであること。
- エ 作業責任者は、受託業務の遂行に関し必要な事項について、委託者との連絡、調整等を行う。
- オ 受託者が作業責任者を選任したときは、委託者にその者の履歴書等を提出し承認を受ける。
作業責任者を変更する場合も同様とする。
- カ 作業責任者が勤務できないときは、受託者の責任においてその代行者を派遣し、当該業務に当たらせる。

(3) 作業員

ア 清掃業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）は、心身に健康な者をもって充てることとする。

イ 作業員は、「ビル管法施行規則」第25条に規定する厚生労働大臣の定める研修を修了していること。

ウ 受託者は、作業員名簿を委託者に提出し承認を受ける。作業員の変更が生じたときも同様とする。

(4) 作業員の研修等

作業員の資質の向上を図るため、受託者の責任において研修、訓練等を随時実施する。

(5) 清掃業務に使用する材料、機械、器具等

ア 清掃業務に使用する材料、機械、器具等については、受託者の責任において整備し、委託者の指定する場所に保管する。

イ 機械、器具等については、「ビル管法施行規則」第25条に規定する厚生労働大臣の基準を満たしているものであること。

6 費用の負担

(1) 委託者が作業の実施状況の不備を発見し、受託者に対して作業の手直しを命じた場合に係る費用については、受託者が負担する。

(2) トイレットペーパー、消臭剤、水石鹼等については、受託者からの報告に基づき、委託者が整備する。

7 廃棄物の収集・処理

(1) 廃棄物を収集し、その性状・属性に応じて岡山市の基準に基づき分別し、委託者の指定する場所に集積する。

(2) 廃棄物の収集及び処理については、日常清掃時に実施する。ただし、廃棄物が多量に発生した場合は、委託者は、随時、その収集及び処理を命ずることができるとともに、受託者がその状況を現認した場合は、適宜その収集及び処理を行うものとする。

(3) 廃棄物の処理に係る関係機関との協議は、委託者の責任において行う。

(4) 行事等により大量の廃棄物が排出される場合は、委託者からの事前の指示に基づき受託者の責任において適正に収集、分別、集積する。

8 その他

この仕様書に示されていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については委託者・受託者双方協議の上決定し、誠実にこれを行う。

岡山県営食肉地方卸売市場清掃作業基準仕様書

この仕様書は、作業の概要を示すものであるから現地の状況に応じ、軽微な部分は、本書に記載のない事項であっても、県営食肉地方卸売市場監督員（以下「監督員」という。）が美観または建物管理上必要と認めた作業は、受託金額の範囲内で実施するものとする。

1 一般事項

この作業の実施に当たっては、業務に支障のないよう十分に注意して実施し、作業上での衛生及び特に火気取締りを厳重に行うこと。

部屋によっては、精密な機械を据え付けているところも多く、衝撃、ごみ、火気及び湿気等は、特に故障の原因となるので、作業に当たっては、次の項目を十分注意して実施すること。

- (1) ごみを飛散させないこと。
- (2) 清掃器具類を機械等に当てないこと。
- (3) 引火性ガソリン、ベンジン等の薬品は、絶対に使用しないこと。
- (4) 水の使用に当たっては、十分注意し、機械その他に飛沫させないこと。
- (5) その他の細部については、監督員の指示を受けること。

2 使用材料

- (1) 作業に使用する材料は、すべて品質良好なもので、あらかじめ監督員の検査を受けた品質及びこれと同等以上のものを使用すること。
- (2) 清掃に使用する材料、機械、器具等一切は、受託者の負担とし、電力、水道及びガスの使用料は、委託者の負担とする。

3 作業工程

受託者は、定期清掃を行う際には実施工程表及びその方法をあらかじめ定め、これによる作業実施計画表を作成し、監督員に提出し、その承認を受ける。

4 損害その他

- (1) 作業の実施にあたり、構内の建物、工作物及びその他に対し、損害を与えたときは、受託者の負担とする。
- (2) 作業実施中破損箇所を発見したときは、直ちに監督員に報告する。

5 個別基準

(1) 日常清掃

ア ちり払い

ちり払いは、機械その他の設備のあるところは、必ず真空掃除機を使用すること。また、執務時間中に実施する場合は、真空掃除機によること。

なお、ちり払いをした際、近くの家具その他に堆積したごみは、同時に取り除くこと。

イ 床掃除

(ア) マットの防塵を行う。汚れの多いときは洗浄すること。

(イ) 床はほうき及び化学処理モップを用いて床の埃を除去する。汚れのひどい時は、水拭き及び中性洗剤での清掃を行うこと。

また、必要に応じワックスがけを行うこと。

ウ 壁、窓等

手の届く範囲でゴミを払い（原則としてクリーナーを用いる。）必要部分は、清水で雑巾拭きすること。

エ 便所の汚物入れ、たんつぼ

便所の汚物、たんつぼは、容器より取り出し、内部を水洗い掃除の上、所定の場所に捨てること。

オ 便器、洗面器具の洗浄

水洗便所及び洗面器具類は、洗浄剤を用い丁寧に水洗いの上、布拭き掃除すること。トイレットペーパー、消臭剤、水石鹼等を補給すること。

カ 流し台、コンクリートまたはモルタル塗りの腰

コンクリート腰は、清水で水拭きし、湯沸かし台は、磨き粉または洗浄剤で入念に洗い雑巾拭きをすること。

キ 畳床

クリーナーで掃除の上、から拭きすること。

ク その他

(ア) 湯沸かし室の茶殻及び紙屑、たばこの吸い殻は（容器は洗浄する。）、毎日所定の所に捨てること。

(イ) 灰皿及びゴミ箱の内容物の処理並びに容器の清掃を行うこと。

(ウ) 金属部分及び手すりなどの手垢等の汚れを除去すること。

ケ 外回り清掃

管理棟庁舎及び研修・資料室棟周辺のゴミ・枯れ葉、雑草等を取り除き美観と清潔を保持すること。

(2) 定期清掃

(管理棟庁舎、研修・資料室棟及び部分肉処理棟)

ア 床

床は最初、荒掃除（必要に応じて剥離作業）をし、次にクリーナーを用いた掃除の後、床に付着している汚損物を指定剤で丁寧に除去し、石鹼温水をもって全面にポリシャーで洗浄の上、汚水を拭き取り、十分に乾燥させて、事前に委託者の承認を受けた床面に応じた適正なワックスを均等に塗布すること。

水性ワックスを使用の場合は、ポリシャーで磨き立てをすること。

イ 蛍光灯は丁寧に石鹼水等をもって水拭きすること。

ウ 窓ガラス

内側のみとし、石鹼水または薬液類（スティールに有害となるもの、またはサッシに塗布したペンキを溶解させる恐れのあるものは不可）で拭き、さらに乾布で拭き磨きすること。

(基幹処理棟)

ア 床

床は最初、荒掃除をし、次にクリーナーを用いた掃除の後、床に付着している汚損物を指定剤で丁寧に除去し、石鹼温水をもって全面にポリシャーで洗浄の上、汚水を拭き取る。3階廊下については、汚水拭き取り後、十分に乾燥させて、事前に委託者の承認を受けた床面に応じた適正なワックスを均等に塗布すること。